令和６年12月25日　令和６年度第３回大東市子ども・子育て会議　会議録

事務局：それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和６年度第３回大東市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます、大東市福祉・子ども部こども家庭室子ども政策グループの道岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は14名中９名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議規則第４条第２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、中田委員、勝田委員、鳥居委員、髙山委員につきましては、本日は日程調整が取れないため欠席されるとのご連絡を受けております。

続きまして、本日の会議に使用いたします資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

資料１　　 第３期大東市子ども・子育て支援事業計画案

資料２-１　第３期子ども・子育て支援事業計画書　修正箇所一覧

資料２-２　パブリックコメント実施結果

資料３　　 諸福幼稚園の現状と今後について

資料４　　 教育・保育施設の利用定員の変更について

資料５　　 委員名簿

資料６　　 座席表

以上の資料１～６となりますが、すべてお手元にございますか。もし不足のある方がいらっしゃいましたらお申出ください。続きまして、福祉・子ども部田中部長よりご挨拶をさせていただきます。

田中部長：本日は年末の折で、さらにクリスマスでお忙しい折、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。この会議では引き続き、第３期大東市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた意見交換をさせていただきたいと思っております。いよいよ大詰めになってきております。12月にはパブリックコメントを実施いたしまして、本日の会議で最終的な調整をさせていただき、３月には市議会への議案上程という運びで考えております。また、今日は別件の案件もございます。そこにも色々な意見を頂戴したいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。合田会長、よろしくお願いいたします。

合田：皆様改めて、年末の本当にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今も部長から説明がありましたが、第３期支援事業計画は詰めの段階に入っており、皆さまからの貴重なご意見を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

本日の会議には傍聴の方が来られております。傍聴の方々は大東市子ども・子育て会議傍聴規則の規定を遵守し、傍聴に臨んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは議題に入らせていただきます。まず事務局から第３期子ども・子育て支援事業計画案について説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、議題１「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画案」について説明します。

「資料１、第３期大東市子ども・子育て支援事業計画案」と「資料２-１、計画書の修正箇所一覧」をご覧ください。令和６年８月26日に開催いたしました「第２回子ども・子育て会議」では、素案の内容について皆様より様々なご意見を頂戴しました。その後、庁内関係部署への照会等を含めて修正した箇所を一覧表にまとめたものが資料２-１です。

資料２-１の１ページ目の上から２番目、NO.２の項目をご覧ください。こちらは本事業計画の位置付けに関する修正です。前回の会議で説明させていただきましたように、第３期事業計画につきましては、令和５年度に国において策定された「こども大綱」の考え方に基づき、「市町村こども計画」を包含した計画とします。前回の会議では、「こども計画」を事業計画に「盛り込む」と記載しておりましたが、より踏み込んだ表現の「包含する」に改めます。

次にNO.７からNO.10をご覧ください。修正の対象は、計画案24ページ目の女性の就業率です。女性の就業率を表すグラフの数値に誤りがあり、グラフを差し替えるとともに、Ｍ字曲線は「ほとんど見られなくなっております」から「緩やかになっています」に修正しました。NO.8の修正では、Ⅿ字曲線が緩やかになった要因や背景を追加し、その補足資料として、ページ下段に育児休業の利用状況と、育児休業取得後の職場復帰の状況について第１から第３期の変遷をまとめた表を追加しています。

次にNO.12とNO.13は、計画案の34ページ目「６.個別施策の評価」の数字の修正です。前回会議以降に、こども施策の追記がいくつかありましたので、事業の件数を修正しています。

NO.14は、子ども・子育て会議や庁内調整会議において、第２期計画と第３期計画との繋がりがわかりづらいとのご意見を頂戴したことから、計画案35～38ページにかけて、第２期計画の取り組み状況と課題を追加しました。NO.16は、次の議題で説明します、公立のあり方に係る記載を計画案39ページの「子育て支援に関する課題の整理」の２点目、「教育・保育事業の充実」に追加しています。

NO.24は、現在策定中の幼保小・架け橋プログラムに関する取り組みについて、第４章に内容を追加しました。その下NO.25、28、29では、同じく第４章に「休日部活動の地域移行」「放課後子ども教室推進事業」「スクールソーシャルワーカーの配置」「養育費確保支援事業」「親子面接交流事業」といった取り組みを追加しています。

NO.33～36、NO.39は「教育アドバイザー巡回訪問」「自殺対策の推進」「不育症検査・治療費助成」「英語教育の推進」等の事業の追加です。

NO.37は、修正前の文章では、学力向上の取り組みが放課後のみに実施されている印象を与える内容になっておりましたので、「放課後」という文言を削除しました。

NO.38は、「情報教育の充実」に向けた取り組みです。現在はGIGAスクール構想により１人１台の端末を活用した取り組みを行っており、これに合わせて修正しました。NO.40は、子ども・子育て会議でのご指摘を踏まえ、計画案76ページ目の取り組みの名称を「男女平等教育」から「ジェンダー平等教育」へ改めました。

NO.46、47では、「家庭教育応援企業等登録制度」と「ひとり親家庭支援ハンドブックの活用」の２つの取り組みを追加しております。

NO.49は、第５章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策のうち、①幼稚園・認定こども園、いわゆる１号認定児童の今後の利用見込みについて、今後利用が減少傾向になっていくと予想されることから、確保方策の数字を緩やかに減少すると改めました。

NO.50は、１号認定に関する確保方策です。１号認定児童の状況を踏まえ、「今後も社会情勢等の影響による利用ニーズの動向を継続的に把握し、実情に応じた定員の見直しを行っていきます」と修正しました。また、こちらも次の２つ目の議題に係る内容ですが、公立幼稚園の今後のあり方について、見直しを進める内容を追記しています。

NO.52は、２号・３号認定児童に関する確保方策の文章です。こちらには、公立保育所の施設改修の必要性について追記しました。現在、大東市内には公立の保育関連施設として、保育所が２ヶ所、幼保連携型認定こども園が１ヶ所ありますが、いずれも老朽化が進んでおり、子どもたちの安全な保育環境の確保に向けた検討に取り組む考えです。

NO.53からNO.56にかけては、計画案97～98ページに記載している「放課後児童クラブ」の量の見込みと保の内容に関する修正です。利用見込みの精査により、見直しの必要性があり、修正しました。

NO.57は、「乳児家庭全戸訪問事業」について、前回会議において、全戸訪問に至っていない状況を踏まえた記載をするべきとのご意見があり、これを踏まえ、「すべての家庭に対して実施できるように取り組みを進めます」との記載に改めております。

資料２-１のNO.60は、第６章 計画の推進体制に関する修正です。前回の会議で、子どもに係るそれぞれの主体に記載される役割に関する記載について、ひとり親家庭を含めた全ての家庭の支援に配慮した表現に改めるべきとのご意見をいただきました。これを踏まえ、「母親・父親がともに家事育児を行い」の箇所を削除し、全ての子育て家庭を対象とした表現に改めました。

以上が「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画」に関する、前回会議からの主な修正点です。

続きまして、先日実施した第３期大東市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント結果を報告します。資料２-２をご覧ください。「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画（案）」に係るパブリックコメントは、実施期間を令和６年12月６日から19日までとして、大東市HPに掲載する他、大東市役所や子育て支援センター、集い広場、キッズプラザに事業計画案を設置する等の方法によりご意見を募集し、最終的に25件のご意見をいただきました。意見の内訳は、地域子ども・子育て支援事業に関係が６件、その他の要望が19件でした。いただいた意見については、資料２-２の２枚目にまとめています。

地域子ども・子育て支援事業については、一時預かり事業に関する意見が５件、地域子育て支援拠点事業に関する意見が１件でした。このうち、一時預かり事業に関係は、「一時預かりを充実させてほしい」、「病児保育、一時預かりのできる施設を増やしてほしい」等がありました。また、地域子育て支援拠点事業に関するご意見は１件で、利用したくてもできない場合があるのではないか。すべての保護者が分け隔てなく、等しく利用しやすい事業になってほしいというご意見をいただきました。

その他のご意見は、第４章 子育て支援施策の展開に記載している、子ども関連施策に関するものです。19件のうち、遊び場の整備関係が６件で、遊び場を増やしてほしいというご意見や、清掃等に関する内容です。

また、コミュニティバスに関する意見が３件あり、運行ルートの新設やベビーカー対策等のご意見をいただきました。子育て施策については、その他にスマイルサポート券や、わかりやすい子育て支援情報、子ども食堂の充実等８件のご意見をいただいています。

今回のパブリックコメントで頂戴したご意見については、計画書の修正に係るものではないと判断し、内容については関係課と共有いたします。以上で資料２-２についての説明を終わります。

合田：基本的には、まず資料２-１の部分は、庁内で検討をされて修正された点と、前回８月の子ども・子育て会議で委員の皆さんからご意見をいただき修正されました。その区別としては、２-１の資料に①②という形で区別されています。次に、先日までの約１ヶ月間パブリックコメントの結果の説明がありました。

以上の今の説明につきまして、委員の皆様方、ご意見等ございましたら、挙手の上よろしくお願いいたします。

Ａ委員：パブリックコメントの受付手段で、電子メール０、郵便・来庁等９通とありますが、電子申請はなかったのでしょうか。大東市には電子申請システムがありますが、そこでの受付は行わなかったのでしょうか。

事務局：電子申請による受付を行っておらず、事業計画案にメールアドレスを記入する形で電子メールでの受付は行っておりました。

Ａ委員：子育て世代の意見の提出方法として、郵便・来所が９通もあることに驚きました。色々な課で電子申請による受付が行われており、慣れてきているので、電子申請での受付も行うべきだったと思います。また、パブリックコメントの意見の数は多いのでしょうか、少ないのでしょうか。

事務局：このような計画策定の場合は、パブリックコメントを実施させていただき、市民の方々のご意見を頂戴しますが、他の市町村での事業計画に関するパブリックコメントの受付の状況について、調べてみましたが、回答あまりない状況です。HPの公開内容を確認すると、意見なしの市町村も結構あり、意見があっても数件という印象でした。他の自治体と比較して、必ずしも少ないわけではないと認識しています。

Ａ委員：わかりました。ありがとうございます。

合田：他はいかがでしょうか。

Ｂ委員：パブリックコメントや、いただいた資料にも記載されている31ページの生活環境等の遊び場に関する意見について、遊び場の整備は６件、全部で19件という結構な割合で要望が挙がっていると思います。31ページの推移を見ますと、どちらかといえば就学児童世帯について、放課後なのかお休みの日なのか、雨の日に遊べる場所がないという項目のパーセンテージが上がっていると思います。これについて、パブリックコメントではどういったケースを要望されているのか、伺うことは可能でしょうか。

合田：遊び場について、パブリックコメントの絡みでどうでしょうかというご意見です。事務局の方、どなたかお願いします。

事務局：資料２-２の２ページ目にも記載しておりますが、遊び場を増やしてほしい、小さい子どもが使うのに清掃状態が気になる等の意見をいただいております。今、詳しい意見を確認中ですので、確認でき次第お答えいたします。

Ｂ委員：パブリックコメントに要望が書かれていると思いますので、そのあたりを見出し、支援サービスを行っていただけたらありがたいです。また、安心・安全という部分で、昨今、無差別殺人が頻繁に起こる社会になってしまいました。安心・安全の担保については、僕たちも苦労していますが、それでも子ども達が遊ぶ場所は必要だと思います。これを今後に向けた大切な課題として取り組んでいただけたらありがたいです。よろしくお願いいたします。

合田：ありがとうございます。では、事務局から具体的な内容をお願いします。

事務局：補足説明として、具体的な内容としては、赤ちゃんが外で遊べる芝生のようなスペースが欲しい、子どもが遊べる体育館や、ご飯を食べられる場所が日中ずっと開放されていれば嬉しい、大型ショッピングモール等で子どもが遊べる場所や、子どもがご飯を食べられる場所が欲しい、という意見がありました。

Ｂ委員：分かりました。全てが実現することは難しいでしょうが、調整をお願いします。

Ｃ委員：「５ 地域子ども・子育て支援事業に関する要望」に関連して、先日、小学校で急に学校閉鎖になり、子どもを迎えに来てほしいという要望が出されました。その中で気になるのは、今は遠方で仕事をされている女性もおられ、大東市内のみで仕事をされている女性も減ってきています。また、日帰りの急な出張等もあるかと思います。その場合、どうしても子どもを迎えに行けないという要望を以前から多く聞いています。病気以外でも、もう少し受け入れ可能な体制を作ってほしいという要望もありますので、できるだけ住みやすい環境を整えることも必要かと思います。１度ご検討いただけたらと思います。

合田：Ｃ委員から、不足の事態という形で「急遽お迎えを頼みます」という連絡が入るも、全ての保護者が迎えに来られるわけではない。そうであれば、迎えに来られない子どもの対応を検討してほしいという内容です。何か現時点で回答できることはありますか。

事務局：インフルエンザや、災害等で学校から緊急で下校する場合があります。その際、お迎えが難しい場合は、学校やクラスで少し待機してもらう対応を行っていますが、それが難しい、時間が遅くなる場合には、教育委員会や学校とも連携をして対応を続けていこうと考えています。

Ｃ委員：そのような情報をもっと発信して、市民にわかりやすい形で、実際に困っている方もいることを捉えていただきたいです。

合田：貴重な意見ありがとうございました。困っている方もおられるため、参考にしていただければと思います。他、いかがでしょうか。

Ｄ委員：前回の会議では、主な取り組みに、小学校も含めた人材確保の説明を載せてほしいという意見をさせていただきましたが、どこに記載されているのでしょうか。

合田：Ｄ委員から、人材確保についての説明・コメントはどちらに載っているのでしょうかという問いです。

事務局：就学前のお子さんの教育・保育の適切なタイミングに向けた人材確保については、助成も必要性を認識しています。計画書でも、利用ニーズに見合った幼児教育保育の提供体制の確保に向けた検討に取り組むという記載は、39ページの交流施設や、96～97ページの保育量の確保・取り組みの中で進めていこうと考えています。

現在も保育士宿舎借り上げ支援事業という就労支援を取り組んでいます。来年度も施策の拡充を検討しております。まだ予算等は決定されていないため、計画書にはっきりと記載できませんでしたが、前回の会議でもＤ委員、Ｂ委員からご意見は頂戴していました。そこは十分念頭に置きながら、取り組みを進めたいと考えています。

Ｄ委員：出来れば主な取り組みの項目に記載していただきたいです。こども誰でも通園制度も始まりますが、人材がいないと何も事業は進みません。正直、小学校でも、人材不足の現状があります。出来ればどこかに盛り込む方向でご検討をいただきたいです。

事務局：ご意見ありがとうございます。その方向で最終的に調整していきたいと思います。

合田： それでは、他いかがでしょうか。それでは、引き続き次第に従いまして会議を進行してまいります。次に議題２ 諸福幼稚園の現状と今後について、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局：議案２ 諸福幼稚園の現状と今後についてご報告いたします。お手元の資料３をご覧ください。事前送付の資料では白黒印刷の地図が見づらいため、カラー印刷のものに差し替えています。近年、少子高齢化による就学前人口の減少が進むとともに、子育て世帯における共働きの割合の増加から、就学前教育・保育施設の利用ニーズが大きく変わってきました。平成27年度における幼稚園等の「１号認定子ども」の利用者数は、３歳児から５歳児までの子ども全体の半数を占めておりましたが、現在は約33％です。このため、民間幼稚園においては、認定こども園化が進むとともに、公立施設においても、令和４年度当初に「北条幼稚園」と「北条保育所」を施設統合し、幼保連携型認定こども園「北条こども園」を開設し、現在に至っています。この間、西部地域にあります「諸福幼稚園」は公立幼稚園として運営を継続してまいりましたが、利用者の減少が続いており、現在の在園児数が４歳児クラス、５歳児クラスを合わせて22人です。今年10月には新入園児の募集を行いましたが、来年度当初の利用児童は４歳児・５歳児とも７人ずつの合計14人の見込みです。１クラスに在籍する子どもの人数が１桁という状況は、小学校進学に向けた子どもの社会性の獲得等にも、少なからず影響を及ぼすことが懸念されます。このため、「諸福幼稚園」の幼稚園機能の維持は困難と判断し、今後に向けた検討に取り組む考えです。検討にあたり、第一に配慮すべきことは、西部地域における公立幼児教育の利用ニーズの受け皿です。「諸福幼稚園」の周辺には公立の認可保育施設「南郷保育所」があり、「南郷保育所」の認定こども園化と、「諸福幼稚園」との施設統合を対応策の１つに位置づけています。「南郷保育所」は昭和51年に開設した定員180人の認可保育施設であり、大規模施設のキャパシティを生かした１号認定子どもの受け入れ先としての活用可能であると考えております。

今後につきましては、施設所在地を中心とした地域との意見交換や子ども・子育て会議等の議論等を踏まえ、今年度中に方針を定めてまいります。皆様におかれましては、子ども・子育て支援に関わっておられるそれぞれのお立場から、公立施設のあり方について、ご意見をいただきますようお願いいたします。以上で「諸福幼稚園の現状と今後について」に関するご報告を終わらせていただきます。

合田：事務局から諸福幼稚園の現状と今後についての説明がありました。この点につきまして、何かご質問・ご意見等ありませんでしょうか。ありましたら挙手の上、よろしくお願いいたします。

Ｄ委員：まだ決まっていないと思うのですが、南郷保育所に吸収するということでしょうか。それとも、南郷保育所と今の諸福幼稚園のそれぞれに幼稚園機能と保育園機能を持たせて、別々で連携させるのでしょうか。

合田：２園にするか、それとも１園に吸収合併するかということです。お願いします。

事務局：現在、検討中の為どちらとも決まっておりませんが、考え方としては絞られてくると思います。諸福幼稚園と南郷保育所、この２つの公立施設の関係性で言いますと、１つの考えとしては、どちらかの施設に集約する考え方があると思います。南郷保育所側に集約するのか、諸福幼稚園側に集約するのかというこの２つの考え方です。

もう１つは、両方を認定こども園化する考え方もあると思います。保育所のまま置いておくという選択肢も含めてです。この場合は、公立の保育の必要な子どもを受け入れられる施設が西部に２つ残ります。

もう１つの考え方としては、諸福幼稚園を廃園する考え方です。この場合については、公立の幼児教育の受け皿が西部地域からなくなり、その上で南郷保育所を保育所のまま続けるという考え方です。

現在、我々が地域の皆さんとお話している案として１番進めていきたいのは、南郷保育所を集約先として統合する案です。この形が１番地域のニーズに基づいた運営の仕方となるのではないかと思います。

Ｄ委員：仕方ないと思いつつも、諸福幼稚園は諸福小学校と隣接しており、子どもの育ちから言うともったいないと思います。あとは認定こども園に移行するだけではなく、公立、行政ならではの機能を持たせることも検討いただきたいです。例えば、小学校でも外国籍の子どもの対応や、その他にも支援が必要な子どもが増えています。なかなか民間では細かくフォローしきれない部分があると思うので、その辺りを近隣の民間の施設とも連携しながら、何か補完できる施設等、活用できないかと個人的には思っています。そこも検討いただきますようお願いします。

合田：ありがとうございます。民間幼稚園の園長先生のご意見について、検討をいただけたらと思います。

Ｂ委員：これは諸福幼稚園に限らず、公立施設である諸福幼稚園の耐震や老朽化で今後の方向性も変わると思います。他の施設もまだ建て替え等は聞いていませんが、そのあたり実情はいかがでしょうか。

事務局：耐震の状況ですが、公立の保育施設に関しては、平成何年か記憶がないですが、耐震工事はしております。ただ老朽改修までは予算の兼ね合いで出来ておらず、老朽化が進んでいる状況です。事業計画と絡む内容ですが、民間保育施設に関しては、国の補助金など財政支援が充実しています。しかし、公立施設は今までそういったものが全くない現状があり、なかなか大規模改修が難しい状況でした。しかし、子ども・子育て支援事業債という、実際借金ではありますが、地方債として公立保育施設でも活用できる新たな財政支援があります。発行条件として、こども計画の中で、公立施設の今後の考え方を記載することが絶対条件になっております。それを活用しながら、今後大きな改修等に対応できるようにしたいと考えています。

Ｂ委員：今後の方向性についても老朽化が進み、休日の活用が難しいとするのかどうか、見極めていただいき、できるだけ対応していただければと思います。

行政もなくしたいとは考えていないと思いますので、僕もＤ委員と全く同意見です。何らかの形で有効活用して、残していただきたいです。１つ確認があります。この地図に載っている「ひよこ保育園」は、公民連携で開設された施設だと思います。そこのサービスと諸福幼稚園の多様化の中で競合することで、民業圧迫になるのかどうか懸念しています。できれば諸福幼稚園を残してほしい、そのためには様々な対応やサービスをしていただきたい中で、近くに公民連携で作った施設があることについて、行政としてどのように対応をされますか。

合田：ひよこ保育園との関連について、どのようにお考えでしょうか。

事務局：地元の意見も伺いますと、諸福幼稚園は小学校の横にある施設であり、昔、土地の所有者が諸福地域の子どもたちのために、非常に良い条件で土地を幼稚園のために使わせていただいたという経過もありました。地元としては、引き続き子どものための用途に使ってほしいという話を、区長さんから伺っています。確約はできませんが、できれば地元の気持ちを汲んでいきたい思いです。

　ひよこ保育園は、諸福幼稚園の道路を挟んで向かい側にあります。昔は諸福児童センターだった建物を公民連携事業として、就学前の子どもを主な対象とした事業を取り組んでいると聞いています。

公民連携事業として、現在取り組んでいるひよこ保育園を含めた事業については、また別の建付けで空きの公立施設を使った民間企業を取り込み、ひいては地域のため、何より子どものために繋がるのであれば、１番望ましいということで取り組んでいる状況です。競合促進ではなく、できれば違う取り組みにより、その地域の多様なニーズに少しでも穴をふさいでいく取り組みができれば良いと考えております。今後の活用については、地域の皆さんも含めて、色々な方のご意見も聞きながら検討したいと考えています。

Ｂ委員：Ｄ委員がおっしゃったように、配慮のいる子どもたちへの様々な対応は、どうしても民間のこども園・保育園・幼稚園では対応しきれない部分があります。多数の子ども達を預かっているので、スモールステップや、手厚い対応、１人１人を見据えた保育が出来る取り組みとして、残っていただいてもありがたいと思っています。諸福小学校と隣接している立地はなかなかありませんので、そういった意味では、先ほど言った取り組みをしていただきたいと思います。医療的ケア児の部分も、進まないのは一般財源だからでしょうか。障害児に対応する補助金が、橋や公共施設を建てる事業と同じ財源ですので、なかなか進まない現実があります。行政として、取り組んでいただきたいです。

そして、中国や韓国など近隣の国だけではなく、様々な国の子どもが増えており、様々な言語に対応が必要であることも想定していただきたいです。働き手として外国の方に来ていただいている現状ですので、その辺も見据えた計画をお願いします。

合田：医療的ケア児もそうですが、民間と公立の違いもたくさん出てきます。更には外国籍の子どもの受け入れについて、余談ですが、別の保育園の園長先生から食事、立ち振る舞い、宗教的な配慮など対応しなければいけないという話を聞きました。現場としては民間だけで対応するのは難しいということです。また、今後の計画課題に入れ込んでいただけたらと思います。

事務局：公立の施設については、最終的なセーフティネットの役割を担うと言われています。待機児童の対策だけではなく、支援の必要な障害を持ったお子さんや、外国籍の子どもたちを積極的に受け入れ、保育を提供する役割を担うものだと思っています。制度については、これまで２つあった施設が１つに統合する流れが生まれていくと思います。しかし、サービスの低下がないよう、引き続き集約後の施設においても、今と同等のサービスが提供できる体制を整えたいと考えております。

Ｂ委員：子どもたちに対するサービスはありがたいですが、それとは別で、実施し始めている市町村もあるのですが、作業療法士や理学療法士等の連携を公立園で行っていただき、本当は各園に１人、大東市の予算で行っていだたけたら非常にありがたいです。発達相談だけではなく、そこに作業療法士等、発達に繋げるために１人１人の対応としての取り組みを入れていただきたいです。例えば、アドバイスをいただけるような機関や、外国籍の方の通訳ができる人員を配置していただき、各園にその子たちが入所した際には、そちらにもフォローできる整備をしていただけたらありがたいです。

合田：追加でＰＴ・ＯＴの必要性を現場からの意見でした。

Ａ委員：新型コロナが流行した際、子どもが待機児童になり、ひよこ保育園しか入れず、子どもを３～４か月だけ預けていました。ニーズはとてもあります。ひよこ保育園が開設された時期は、待機児童が大東市でも問題になっており、その時は助かりました。ただ、今は他の園でも新入園児が減少しており、先生から相談を受けている地域です。

諸福幼稚園は、地域のニーズとしては、小学校に隣接しており、ひよこ保育園と諸福幼稚園の間にコミュニティバスが通っているため、交通の便が良いです。また、ひよこ保育園の隣には高齢者施設や地域包括支援センターがあり、小学校、幼稚園、地域包括支援センター、公民連携の施設、高齢者施設と、とても中核となる地域だなという認識です。もちろん諸福幼稚園の児童が減少していることは理解していますが、諸福幼稚園を卒園後、諸福小学校に全員が入学するわけではなく、例えば灰塚小学校区の方が大きいという話もよく聞いていました。幼稚園が良く、園長先生の人柄や、歴史があり、ここに預けたいという保護者の声もよく聞いておりました。幼稚園のニーズが減っているからなくすという方向では考えてほしくありません。公民連携の民業圧迫については、ひよこ保育園の新設が原因で児童数が減ったというわけではないと思います。全体的に子どもが減っているので、仕方がないという思いです。

先程の建付けの話について、公民連携は公民連携であり、違うことは分かるのですが、やはりもう一度、民意を聞いていただきたいです。先程の公民連携の話では、地域の住民は児童館の思い出が皆さんとても強く残っておられるので、新しくひよこ保育園ができて嬉しかったという意見を多く聞きました。児童館で遊んだ思い出や、幼稚園から小学校にあがり、地域の連携が取れていたこともよく聞きます。これも自治体や、地域の子育て世帯等、施設が集約している中で、地域のまとまりができているという感想を言う人もいました。

また、外国籍の児童や支援を要する子の施設は、諸福にはとても少ないと感じております。例えば、児童発達支援で北条までバスで通う方や、言葉の教室であれば、今はわかりませんが、灰塚小学校の方に外国籍児童の教室があるはずなので、諸福の子どもはそちらに行く等、中国語は学校内で対応されていると思うのですが、他の言語は、他の小学校の先生を派遣する話も聞いています。諸福小学校、諸福校区は一番子どもが多いエリアです。小学校で600人ぐらいです。その分、母数があるので、やはり課題を持つ子の割合も多い可能性があります。その割には、不登校の支援は住道まで行く必要があり、場所としては不便に感じます。子育てで支援が必要なときに、不便だと感じることが多々あります。自分の地域だけでは完結しないです。そのため、ケアの方等、民間の保育園では受け入れが難しい場合は、南郷保育所に通う方は多いですが、少し距離が遠いので、受け入れ可能な公立園は本当に心強いと思います。諸福幼稚園があるのはとてもありがたく、ここに子どもを預けられるのであれば、皆安心して子どもを産めると思います。施設も平屋で敷地が広く、園庭も素晴らしいです。地域住民の１人の思いとしては、この地域に残して欲しいと思います。また、先程のセーフティネットについて、民間はありますが、民間ではやはり難しいところも公立ではできるところがあると思います。南郷保育所もそういう話はよく聞いますが、やはり最後に受け入れてくれる場所がどうしても必要です。幼稚園であれば難しいかもしれませんが、こども園の機能を持たせれば、とても素晴らしい場所になると思います。悩める保護者が減ると思います。

合田：この貴重なご意見も計画書の中に踏まえていただき、検討をお願いします。

事務局：以前、地元の区長さんとお話をした際に印象に残ったお話があります。「平成25年に児童センターを閉めた後、何年間も活用をされないまま物置だった時代がありました。区長さん等も道路を通る度に、子どもで賑わった場所が物置になり、寂しい。もし諸福幼稚園を閉園することがある場合は、何年も空き施設にしないでほしい」というお話でした。このエリアは、福祉関係の施設や、飲食店等もあり、親子連れが多く集まります。そのような中心地に空き施設が生まれるのは非常に良くないと懸念しております。したがって、施設の活用については並行して検討しなければならないと考えています。

そして、支援の必要な子どもの受け入れですが、これについても南郷保育所で継続して取り組んでいきますが、公立の施設が１つなくなっていく状況が生まれるようでしたら、近隣の民間で、今よりも支援の取り組みや応援体制等、行政の取り組みが求められると考えております。そのあたりについても検討してまいりたいと思います。

合田： 他はいかがでしょうか。それでは次の議題３で、教育・保育施設の利用定員の変更について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

事務局：それでは、今年度末に予定しております、教育・保育施設の利用定員の変更についてご説明いたします。資料４をご覧ください。

１ページ目をご覧ください。「子ども・子育て支援法」第77条において、市町村は特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、合議制の機関を設置し、意見を求めるものと定められております。大東市におきましては、子ども・子育て支援に関する審議会として、「大東市子ども・子育て会議」を設置しており、利用定員の設定につき、本日の議題としてお諮りをさせていただくものでございます。

２ページ目の「２.認可定員と利用定員」をご覧ください。就学前教育・保育施設におきましては、定員の設定について「認可定員」と「利用定員」という２種類の定員の考え方がございます。「認可定員」とは、教育・保育施設の設置にあたり「学校教育法」、「児童福祉法」、「認定こども園法」に基づき設定する定員の考え方で、施設の規模等により決定されるものです。もう１つの利用定員は、「子ども・子育て支援法」に基づき、施設の運営内容等の確認の際に設定する定員の考え方で、利用ニーズ等により決定される施設利用人数の上限であり、給付単価の根拠にもなっております。

その下は利用定員の考え方です。現在、「大東市子ども・子育て会議」では、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業等の定員変更に関する３つのルール付けを行っております。１点目は、実際の入所児童数が認可定員を恒常的に下回る施設については、実利用人数の見込み数を下回らない範囲で、利用定員を認可定員よりも少ない人数で設定いただけること。２点目は、施設利用率が年間平均で120％を超える状況が恒常化している場合、適切に利用定員の見直しを行うこと。３点目は、「恒常的」の期間を概ね３年間とするということです。

令和３年以降の本市における利用定員の見直しは、この考え方に基づいて行います。以上を踏まえ、３ページ目の「４.変更予定施設」をご覧ください。なお、１号や２号といった認定区分について、あらかじめ説明をさせていただきます。「１号認定」は３歳から５歳で保育を必要としない子ども、「２号認定」や「３号認定」は親の就労等により、保育を必要とする子どもにあたります。子どもの年齢によって「２号認定」、「３号認定」に区分されます。

今回、変更を予定しておりますのは「ひらりす保育園」と「大東中央幼稚園」の２施設です。「ひらりす保育園」は市の東部地域にあります、利用定員80人の認可保育所で、令和７年４月１日に認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。移行に伴い、１号認定児童を３歳・４歳・５歳児クラスについて、５名ずつ合計15名分の利用枠を新たに設ける予定です。１号認定児童の利用定員の設定につきましては、在園児の保護者の就労状況等が変化した場合でも、子どもたちが卒園まで安心して過ごすことができる環境の確保を主な目的として、少人数を設定するものです。また、２号・３号認定児童につきましては、低年齢の入所希望が多く、３号認定を８名増員し、２号認定を同じく８名減員しますが、全体の人数に変更はございません。

次の「大東中央幼稚園」は、１号認定の利用減少が見込まれますことから、１号認定の利用定員を、３歳児を22名、４歳児を30名、５歳以上30名、合計82名減員するものです。一方で保護者からのニーズの高い満３歳児クラスの定員は２名分増員するため、１号認定の定員全体としましては80名減員する予定です。

最後に４ページ目の「５.子ども・子育て支援事業計画との関連性について」は、今回の定員変更と事業計画における「保育の確保」の関連性に関する資料です。今回は「ひらりす保育園」を含む、東部地域の定員内訳が一部変更となり、２号認定は８名減少し、３号認定は８名増加いたします。令和６年４月実績では、２号認定は400名分の利用定員に対して407名の利用者数、３号認定は269名の利用定員に対し263名の利用者数となっており、２号定員の子どもについては、利用者数が利用定員を若干上回る状況ですが、現在の就学前児童の状況から、保育の需給バランスは引き続き保たれるものと考えております。

以上で資料４の説明を終わります。

合田：今の説明につきまして、ご質問がありましたら挙手をよろしくお願いいたします。

Ｄ委員：今回、ひらりす保育園が認定こども園への移行により、１号認定の定員が設定されます。運営の面では、設定されることは良いと思います。しかし、先程の諸福幼稚園の話でもありましたが、１号認定の児童が激減している状態で、ひらりす保育園と通園範囲が重なり、元から１号認定の定員を持っている施設からは何か意見が出ているのかどうか確認したいです。施設的には、秀英幼稚園、愛真幼稚園、四條畷学園大学附属幼稚園等は通園範囲が重なると思いますが、何かご意見があるのか確認をしたいです。

そして、ひらりす保育園は他市で幼稚園も運営されています。大阪の場合、幼稚園１号認定の次年度の入園募集は９月１日から願書の配布が始まり、10月１日に受付という協定があります。大体どこの市町村も協定に合わせて、大東市も北条や諸福も同じスケジュールで園児の募集を行っていました。このような形で保育所由来の認定こども園が１号を設定した場合に、１号認定の園児の募集もできれば同じスケジュールで行っていただけると、保護者側の混乱もないと思います。おそらく、ひらりす保育園も願書配布や募集については、ご存じで一緒だと思います。そのあたりは要望としてお願いします。

合田：Ｄ委員から認定こども園に移行する際に、１号に関して周辺の園の意見があったのか。また、願書配布や募集についても、足並みを揃えていただけないかという要望です。事務局からお願いします。

事務局：移行にあたって、特に意見交換は行っていません。１号認定の定員の設定については、幼稚園と保育所で少し考え方が異なる部分があるかと思います。保育所由来の施設が認定こども園に移行する際は、どちらかといえば、在園児の利用者が何らかの理由で保育の必要性がなくなった際に、同じ施設の継続利用を目的として、最低限設定される園が多いと感じています。およそ３～５人程度の定員を設定されています。そのような場合については、１号の受け入れの申し込みの決定についても、例年あまり積極的に取り組まれていないように感じています。おそらく、年度途中に１号認定の児童を受け入れた場合、２号認定の児童が何らかの理由で、年度当初に１号認定への移行が必要となった際、移行できないため、そのあたりを念頭に置いていただいていると考えています。いくつかの園で案内をされているところもあったかと思いますが、その辺りについては、確か同じような時期に募集をかけられていると考えています。

合田：事務局からの回答でした。よろしいでしょうか。他にご意見・ご質問がありましたらよろしくお願いします。

以上で全ての議題が終わりました。今回も貴重なご意見等をいただきありがとうございました。これより先の議事につきましては、事務局に返したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

事務局：合田会長、どうもありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和６年度第３回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。 本日はどうもありがとうございました。